

川崎認定保育園等認可化移行審査委員会設置要綱

26 川市保第 904 号
平成 26 年 9 月 8 日付本部長決裁

(目的及び設置)

第 1 条 川崎認定保育園をはじめとした認可外保育施設から、認可保育所及び子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業への移行等に際し、認可基準の適否の審査を公正かつ適正に実施するため、こども未来局に川崎認定保育園等認可化移行審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織等)

第 2 条 委員会の委員及び所掌事務は、次のとおりとする。

委 員	所 掌 事 務
こども未来局長 こども未来局総務部長 こども未来局総務部担当課長（監査担当） こども未来局保育・子育て推進部長 こども未来局保育・子育て推進部担当課長（運営管理・子育て支援） こども未来局保育・幼児教育部長 こども未来局保育・幼児教育部保育対策課長 こども未来局保育・幼児教育部保育第 1 課長 こども未来局保育・幼児教育部保育第 2 課長	1 川崎認定保育園等から認可保育所、地域型保育事業への移行に係る審査に関すること。 2 その他必要な事項に関すること。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、こども未来局長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、こども未来局保育・幼児教育部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

(関係者の出席)

第 5 条 委員長は、必要があると認めるときは、本市関係職員、有識者その他関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審査)

第 6 条 委員会は、児童福祉法、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、川崎市家庭的保育事業等に係る設備及び運営の基準等に関する条例等、関係法令に従い、認可保育所又は地域型保育事業所としての設置・運営者として適切な者を審査する。

(内定通知)

第7条 委員会は、審査の結果、川崎認定保育園から認可保育所又は地域型保育事業への移行が適切と認めるときは、市長は移行施設の情報及び条件等を記載した川崎認定保育園認可化移行内定通知書(第1号様式)(以下「内定通知」という。)により、事業者に通知するものとする。

(移行計画の変更協議)

第8条 事業者は、内定通知受領後に、天災その他の不可抗力による場合、又は市長がやむを得ないと認めた理由により移行計画を変更しようとするときは、遅滞なくその理由を明らかにした書面により市長へ協議するものとする。

2 委員会は、事業者より提出された書面に基づき移行計画の変更の適否を審査する。

3 委員会が、審査の結果、移行計画の変更を適切と認めるときは、市長は、事業者に対して川崎認定保育園認可化移行内定事項変更通知書(第2号様式)により、移行計画の変更を適切と認めないときは川崎認定保育園認可化移行内定事項変更不承認通知書(第3号様式)により事業者に通知する。

(内定の取消し)

第9条 事業者から内定を辞退する申し出があったとき、又は、認可化移行が困難であると委員会が判断する事象が生じたときは、市長は川崎認定保育園認可化移行内定取消通知書(第4号様式)により、事業者に内定の取消しについて通知するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、こども未来局保育・幼児教育部保育第2課において処理する。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。